

元離宮二条城条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第56号

元離宮二条城条例施行規則の一部を改正する規則

元離宮二条城条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市元離宮二条城条例施行規則

第1条の見出しを「(入城受付時間)」に改め、同条第1項を次のように改める。

元離宮二条城(以下「二条城」という。)の入城受付時間は、午前8時45分から午後4時までとする。ただし、二之丸御殿については、午前9時から午後4時までとする。

第1条第2項中「開城時間、受付時間及び休城日」を「入城受付時間」に改める。

第2条第1項中「元離宮二条城条例」を「京都市元離宮二条城条例」に、「第2条」を「第3条第1項から第3項まで」に改める。

第3条第1項中「第4条」を「第5条」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項中「第6号様式」を「第5号様式」に改め、同条第2項中「第7号様式」を「第6号様式」に改める。

第5条第2項中「小学校児童無料入場券及び」を削る。

第5号様式を削り、第6号様式を第5号様式とし、第7号様式を第6号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局元離宮二条城事務所)